

平成25年 第8回

木古内町議会臨時会会議録

平成25年11月28日 開会

平成25年11月28日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成25年11月28日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第2号 木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	3
日程第 4 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	3
日程第 5 議案第3号 町民プール改修工事（建築主体）請負契約の締結について	9
日程第 6 議案第4号 町民プール改修工事（機械設備）請負契約の締結について	11
閉会の宣告	12
会議録署名議員の署名	13

平成25年11月28日(木)第1号

- 開会日時 平成25年11月28日(木曜日)午前10時00分
○ 閉会日時 平成25年11月28日(木曜日)午前10時44分
-

・出席議員(10名)

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

・欠席議員(なし)

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
建設水道課長	若山忍
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

平成25年第8回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	25. 11. 28	原案可決
議案第2号	木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	25. 11. 28	原案可決
議案第3号	町民プール改修工事（建築主体）請負契約の締結について	25. 11. 28	原案可決
議案第4号	町民プール改修工事（機械設備）請負契約の締結について	25. 11. 28	原案可決

平成25年 第8回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成25年11月28日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案 第2号	木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について
4	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算(第8号)
5	議案 第3号	町民プール改修工事(建築主体)請負契約の締結について
6	議案 第4号	町民プール改修工事(機械設備)請負契約の締結について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 皆さん、おはようございます。大変、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成25年第8回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

3番 佐藤悟さん、4番 吉田裕幸さん。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議案第2号 木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第8号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 議案第2号 木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について、日程第4 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第8号)については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。議員の皆様には、時節柄何かとご多忙中のところを平成25年第8回臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま上程になりました、議案第2号並びに議案第1号につきましては、一括して上程となりましたので、議案毎に提案理由の説明を申し上げます。

私からは、議案第2号 木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料、資料番号1の5ページと6ページに、条例の新旧対照表を添付しております。ご参照いただきたいと思います。

町内に居住する一人暮らし世帯及び高齢者世帯等の方々が、冬期間を安心・安全に過ごしていただくため、新たに屋根の雪下ろし等助成事業を実施することとし、本条例に所要の改正を加えるもので、改正の内容につきましては、第4条第3号に事業の対象世帯と事業の内容を、第7条の2第1項に助成金の額、第2項に助成金を受けることができる回数を定め、それぞれ条文を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

副町長に替わります。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野泰君) それでは私のほうからは、ただいま上程になりました、議案第1号平成25年度木古内町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億591万9,000円とするものです。

補正の主な内容は、高齢者等屋根の雪下ろし等助成事業を利用する費用と木古内小学校の除雪機購入費の追加です。それでは、詳細についてご説明します。

6ページをお開き願います。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 257万2,000円の減額をお願いします。これは、この度の補正増額分につきまして、今年度の財政調整基金への積立額を減額して財源とするものです。

続きまして、7ページをお開き願います。3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費、4節 共済費 5万1,000円、7節 賃金 36万2,000円、19節 負担金補助及び交付金 176万1,000円、合わせて217万4,000円の追加は、高齢者等屋根の雪下ろし等助成事業に要する費用です。

議案説明資料、資料番号1の1から2ページに事業実施要綱の案、そして3ページに事業の概要、4ページには住民周知用チラシを添付しておりますのでご参照を願います。

続きまして、8ページをお開き願います。10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、18節 備品購入費 39万8,000円の追加は、木古内小学校の除雪機が整備点検の際に故障箇所が見つかりました。同型除雪機の製造中止により部品の調達ができず、使用できないため新たに購入するものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 8番 新井田です。

いま内容をご説明いただきました。金額的な部分に関しては、問題はないかというふうに思っていますけれども、7回の常任委員会の前段で説明があった中で、新たな屋根下ろし等の事業の概要が出てきたわけですが、この中でちょっと一つお尋ねをしたいです。これは中島課長のほうがいいかと思うのですが、一つは⑤番の「利用者は料金の請求・領収書、そして事業着手前・後の写真等を添付して実績報告書を町長に提出する」というようなこういう文言があるのですが、聞き方がまずいのであれば大変ちょっと失礼なのですが、確認したいのは要は、利用者のかたがこういう作業、いわゆる事前の写真とかそういう対応ができるのかなというそういうことを思ったのです。利用者のほうからすれば、立場でなっていくと、おそらくデジカメを持っているかたとかあるいはスマホを持っているかたとかというのはなかなか少ないのかなと。そういう判断の中から、この辺はどういうふうにお考えになっているのかちょっと聞きたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中島茂行君) 除雪助成事業につきましては、介護予防ということになっておりますが、当然申請等に関しましてはご本人ということを考えておりますが、当然議員が指摘のとおり高齢者でございますので、当然事務局を中心に極力こちらで支援をして対応をしていきたいと考えております。

○議長(岩館俊幸君) 8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) そのとおりだと思います、私も。もしそうでなければ、当初同僚議員からも言われたように、この事業を立ち上げたある限られたかたのためにいろいろご尽力をいただくわけですが、何の意味も成さないと。最終的には喜んでもらえることがまず第一の条件だということで、その辺を肝に銘じながらということで、前回も委員会の中でお話したはずなのですが、もしそうでなければ、その辺をやっぱり正していかななくてはならないのかなとそんなふうにちょっと思ったので。いずれにしてもやはりいま言ったようにせっかくやる事業ですから、やっぱり喜んでいただけるそういう形でシーズンを終えるような形で、また次回につながるような動きをぜひしてもらいたいということで要望ということで終わります。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) この事業については、大変多くの町民が望んでいた事業であって大変自分としても良い制度を作っていたというふうに思います。せっかくこういう良い制度ですから、ここに4ページにたぶん町民向けのお知らせのチラシが付いていると思いますけれども、ただ広報あるいはチラシを入れたからそれで周知が完全にできたということではなくて周知の方法について、例えばいろんな組織といいますか、民生委員の協議会だとかいろんな福祉団体だとかそういう部分も通じて、二重三重にして町民・高齢者のかたに伝わるような周知の方法・手段について十分原課として検討をして、こういう漏れのないようなことで町民からよかったなというふうにしていただきたいという要望を申し上げておきたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) いま、保健福祉課長からあれがあったのだけれども、その写真。着工

前それから完成写真、そういう写真を担当部局で撮るといことですね。いいのですね、それはできるのかな。私は、撮れるというなら撮れるでいいのだけれども、一般財源なのですよねこれ。補助事業でも何でもない。そのあたりで、はたして保健福祉課のほうで対応できるのかなと、そんなふうに思うのだけれども。もし、いま課長から説明があったので、その対応をする配置、グループというのかな、そういうのはすでにお決めですか。

○議長(岩館俊幸君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中島茂行君) 当然補正の中で、臨時職員ということで1名配置する中で、事務局を健康管理センター内に置きまして、その中で介護グループと臨時のかたとで対応して、当然電話なり受付等に来た時に詳細なことをご説明しながら、当然先ほども言いましたように高齢者のかたに写真どうこうというのは難しいということと考えておりますので、できる範囲でこちらのほうでデジカメで撮って対応していきたいと考えております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) わかりました。そこで小学校費の中で備品購入の中で39万8,000円、除雪機になっているのですけれども、ずいぶん金額が少ないと思っております。これは小型でないのかなと。その辺の説明を併せてお願いしたい。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) 規模につきましては、現在使われている機械と同等のものです。これは、もう少し大きいという考え方もあるのですが、いま収納している場所がそれ以上大きいものでは納めきれないということで、この規模を現場のほうから要求されております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) そうでないでしょう。置く場所が狭いから小さいのにしたということ、例えば除雪機械ですよ。そんないま置いている場所が小さいからそれと同じようにしたんだというのはそんなの答弁ではないでしょう。例えば、どのくらいの降雪時に降雪がどのくらいまで対応できるとか、そういう答弁でなかったら、狭いからそこに入れるのに同じ機械にしたというのは答弁にならない、これは。

あと例えば、これは人力だと思うのだね。人力ですか、人間の手で押すやつですか、飛ばすやつ。それでゾウ型のマフラーがこう上にいくそういうのがなくなったと。あれでないですか。39万8,000円もするのであれば、これは備品として買わないで除雪機械をリースしたほうがいいのではないですか、これ。私は例えば、39万8,000円だと、40万円ですよ。そうしたらせいぜい3か月くらいです。1か月10万円くらいでタイヤショベルの普通免許で乗れるようなのがリースでありますよ、これ。そういう比較・検討はしたのかな。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) まず、最初の規格なのですけれども、どのくらいの能力を持ったものかといいますと、現在の規模といいましたけれども、現在の規模がだいたい除雪の幅が70cmほど、それから馬力がいま要求されているものは約11馬力です。そして、最大の投雪距離が17mというふうな規格になっております。ちょうど学校の周りが現在、この規模がちょうどいいという現場の声なものですから。それから、タイヤショベルだとかは細かいところだとかは入っていけないので、タイヤショベルは公民館で例えば借りてのがありますよね。固まった大きな時はそういうものを持って行ってやるけれども、小回りがきく

ということで現場からこういう小型といいますか、約中型ですけれども除雪機を要望されております。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 今回、除雪機を入れ替えるということなのですけれども、前段の説明では何年経過したのかわからないのですけれども、もう部品がないというようなことの説明であったのだけれども、実際どこの部品がだめになってこうやって入れ替えるのですよという説明もほしいし、それといまよくラジオとかで除雪機だとか中古車の買い取りというのが結構いま出ていますよね。ですから、それをそのまま除雪機を全くゼロ円で廃棄してしまうものなのか、例えばいまこの39万8,000円の予算を計上されているのだけれども、下取り等があるのかないのか。それから、もし売れるものであれば、私は何千円でもいいから足しにしたほうがいいのではないかなと思うけれども、その辺の検討をされたのかどうなのかということを知りたいのですよね。3点くらいになると思うのですけれども。

それから保健福祉課長、先ほど2番議員だったと思うのですけれども答弁の中で、予算書の中には非常勤職員になっているのですよね。あなたの説明でいくと、臨時職員という説明をされています。それで、今年度臨時職員と非常勤職員とをきちんと分けたいと思うのです。6か月未満は臨時職員だと。それを過ぎれば非常勤職員というそうになっているのだけれども、あなたの認識の中ではまだそれが以前と改善されていないのかどうなのか、その辺はどちらが正しいのか。これは非常勤であれば、あなたが言った臨時職員であればこの予算書の中では非常勤職員になっているのですよ。そうすると、議案書の訂正ということまでも発展していくような気がするのだけれども、その辺ははっきりしていただきたいとそうに思います。

○議長(岩館俊幸君) 最初に生涯学習課長、答弁。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) いまの東出議員のご質問なのですけれども、まず購入したのは平成9年に購入しておまして16年経過しております。それから、故障の箇所なのですが二つございます。一つはクローラのゴムの劣化です。そして、エンジンが焼き付けを起こしてしまっているということで、どうしても更新しなければならないということでございます。

○議長(岩館俊幸君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(中島茂行君) この非常勤職員という文言なのですが、私のほうとすると「非常勤職員等賃金」ということで「等」が入っているものですから、その中で大変申し訳ありませんが臨時職員ということで答弁をさせていただきました。

○議長(岩館俊幸君) 先ほどの答弁漏れ、生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) 答弁漏れありました。下取りの関係なのですけれども、下取りについては検討をしてございませんでした。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) ゴムクローラの劣化ということですから、約19年ですから16年経過しているのが劣化してくるのはこれはやむを得ないかな。これは下手をするとクローラが切れてしまうということも予想されるのですけれども、その後段のエンジンの焼き付けなんてこれは操作する初歩的ミスで、なぜ焼き付けを起こしたかということ、実際オイルが入っていなかったか何かでしょう。それを作業点検もしないで、これをいままでそういう形の中でやっ

てくるということは、やっぱり除雪作業にあたる人の何というかな、機械を触るにあたってのやっぱり始業点検というのはこれは必ず必要だと思うのですよ。この辺について、あなた達のほうは使っている今回は中学校に対してどういう対応をしてきたのかなというふうに私思うのですけれども、どうもここは買うなと言うのではないのですよ。いくら買っても新しいちはいいけれども、こんな初歩的なミスをやっていて機械を買っていたのではきりがないでしょう。だから、学校とあなた達とどういう対応をしてきたのかこの辺もうちよつと教えていただきたいし、できればどこから購入するかはわからないけれども、いくらかでもやっぱり下取ってもらえるような、いま結構除雪機というのは高く何か売れているような気がするのですよ。ただ肝心なエンジンですから、この辺はどう評価されるかわからないのですけれども、これもちょっとあたって見てください。前段のほう、学校とのやり取りの中でエンジンの焼き付けだけは私どうも納得がいかないのです、説明をお願いします。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) エンジンの焼き付けにつきましては、やはり東出議員がおっしゃるとおりやはり機械の整備といいますか、始業点検だとかそういうことは必要かなと思います。今後、現場のほうとは指導を含めまして、長持ちするような使い方をさせていきたいと思っております。

それから下取りにつきましては、これから業者さんと相談してみたいと思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時24分
再開	午前10時28分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 町民プール改修工事(建築主体)請負契約の締結について

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 議案第3号 町民プール改修工事(建築主体)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第3号 町民プール改修工事(建築主体)請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度、契約する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結につきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料、資料番号1の7ページに入札執行状況を添付しておりますのでご参照願います。

工事名は、町民プール改修工事(建築主体)。

工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。

請負契約金額は、1億9,309万3,200円。

契約の相手方は、上磯郡木古内町字木古内207番地の73、茂泉・川瀬経常建設共同企業体。

工期は、契約の日から平成26年7月10日まででございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 行政にお尋ねしたいのは、大変高い入札執行率99%。それはそれとして、この工事の中の工期内工期の部分があるのかどうか。私はなぜそのことを聞くかということ、総体の金額の8%の消費税。8%というのは来年からですよ、8%の消費税。工期内工期の部分があるとすれば、年度末までの部分に関しては、8%の消費税はいらないだろうと。それは、これから予想される全ての工事に該当すると思うのですよ。これが2か年度にわたって工期がある場合は当然8%の部分も出てくるだろうし、工期内工期があるのであれば年度内ですから5%でいいだろうというのが私の見解なのですが、その辺はどうなふうに捉え

たらいいのでしょうか。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) まず1点目は工期内工期については、設定をしてございません。

それで消費税の5%と8%の適用の関係ですけれども、年度内に前払いがございますのでその分につきましては3月末までは5%の消費税でお支払いをいたします。ただし、最終的に精算をして支払う分につきましては、年度内に支払った8%と5%の差が3%。それも最終的には付け加えて全体の8%として精算で支払うと。こういうふうな税務署の指導はそういうふうになってございます。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 例えば、年度末になって、3月31日まで全体の工事金額の、仮にこれを2億として30%が仮にできたと。そうすると6,000万円です。請け負った側は、中間検査をしてもらってお金をもらおうと思うのです、私は、通常であれば。その場合でも8%になるのですか。私は、その辺がすごく不都合さを感じるのです。例えば、3月31日まで資材を購入した分に関しては、5%の消費税より払っていない、払わないと思う。3月31日までは5%だから。にも関わらず8%ということは、プラス3%の部分が何か不自然に感じないですか。私は、この工事だけではなく違う部分であっても、例えば多年度にわたる部分で少し疑問を抱いたのですよ、これはおかしくないかなと。例えば大型工事も出ています。出ているのだけれども、町以外で。開建だとか振興局だとかで大型の工事も出ている。だけれど「待て、待て」と。どこの業者さんも多年度にわたる場合は、年度末に中間検査と称して下げ金をできた部分だけの下げ金をもらうのですよ。これはたぶん建設水道課長よくわかっていると思うのだけれども、だけれども8%でよーいどんから付けてやって、実際に購入するのは5%で資材を入れるんです、消費税はね。そうするとここに3%の差が出てくる。これの扱いというのはどうなのだろうなという疑問を抱いたものだから、その辺の見解をちょっと。ただ役所がということではなく、法的にどうなのかなというのはその部分の疑問符が私付いたものだから。うちだけではないのですよね、これは。と私は思っているのだけれども。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) いまご質問の消費税の関係だと思えますけれども、おっしゃられるように複数年にまたがる工事につきましては、ことしの10月1日以降の契約については8%で消費税を加算して契約すると。その中で、年度内に当然出来形がもしあった場合に、先ほどおっしゃられたように、例えば出来形が6,000万円あって例えば9がけの5,400万円。それに対して消費税を加えて年度内にお支払いするという格好になると思うのですけれども、その時点では6,000万円に対しての9がけの5,400万円に対しての5%を上乗せして支払う格好になると思います。ただし、残りの3%については、工事の完成時に3%も上乗せして支払うというような制度に消費税のわたりの期間になっていまして、9月30日以前に契約した件については複数年にまたがっても来年も5%の支払いでいくと。あくまでも発注者側はその時の制度に基づいて支払いをしますし、請け負い側は5%の商品を買った場合に5%の支払いかもしれませんけれども、最終的にはこの工事に関わる売上とか仕入れとかの関係で消費税の納入を行われるということで、誰が得、誰が損ということに対してこちら側では介入していないといえますか、あくまでも10月1日以降の複数年にまたがる契約については8%でいくと。現在行われている例えば新幹線の工事とか、高規格の道路工事でことしの9月30日以

前に契約をされたものについては、5%の消費税ということで契約されているというふうに理解しています。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時39分
再開 午前10時41分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ごいませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 町民プール改修工事(建築主体)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ごいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 町民プール改修工事(機械設備)請負契約の締結について

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 議案第4号 町民プール改修工事(機械設備)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第4号 町民プール改修工事(機械設備)請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の契約する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議案第3号と同様に契約の締結につきまして議会の議決を求めるものでございます。

先ほどの資料の8ページをご参照いただきたいと思います。入札執行状況を添付しております。

工事名は、町民プール改修工事(機械設備)。

工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。

請負契約金額は、5,702万4,000円。

契約の相手方は、函館市美原3丁目38番31号、昭栄・岡田・イワイ経常建設共同企業体。

工期は、契約の日から平成26年7月10日まででございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。

議案第4号 町民プール改修工事(機械設備)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第8回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

大変どうもご苦労様でございました。

(午前10時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年11月28日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 佐 藤 悟

署 名 議 員 吉 田 裕 幸